

# 「約款・規定集(個人のお客さま用)」の新旧対照表

2024年10月

2025年1月24日を効力発生日として「証券取引約款」を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第9章 金額・株数指定取引	
<p>第92条の2(発注の方法)</p> <p>(1)金額・株数指定取引における取引単位は、発注形態、売り買いの別により、次の①または②で掲げるとおりとします。また、金額・株数指定取引は、当社が特に認める注文を除き、日興イージートレードでの注文の場合に限ります。なお、金額指定による売買における約定金額は、円未満の処理により、お客さまの発注金額通りとならない場合があります。</p> <p>①売り注文</p> <p>イ. 金額指定の場合は、100円以上100円単位。</p> <p>ロ. 株数指定の場合は、概算注文金額が100円以上または「全部売却」。</p> <p>ハ. ただし、金額指定または株数指定のいずれの場合であっても、<u>取引対象銘柄が株式である売り注文であるときは、当社が定める基準価額をもとに売却する株数が単元株式未満となる範囲であること。</u></p> <p>② (省 略)</p> <p>(2)～(6) (省 略)</p> <p>(7)上記(1)①ハ. の制限を超える単元株式数以上の株数の売却の場合には、あらかじめ、第92条の5の規定に従い、金株口座で権利を有する有価証券持分等をお客さまの保護預り口座に振り替えた後、売却いただくこととなります。なお、取引所金融市場での売却に限られる場合があります。</p>	<p>第92条の2(発注の方法)</p> <p>(1)金額・株数指定取引における取引単位は、発注形態、売り買いの別により、次の①または②で掲げるとおりとします。また、金額・株数指定取引は、当社が特に認める注文を除き、日興イージートレードでの注文の場合に限ります。なお、金額指定による売買における約定金額は、円未満の処理により、お客さまの発注金額通りとならない場合があります。</p> <p>①売り注文</p> <p>イ. 金額指定の場合は、100円以上100円単位。</p> <p>ロ. 株数指定の場合は、概算注文金額が100円以上または「全部売却」。</p> <p>(新 設)</p>
<p>第92条の7(自動スイング)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)お客さまが自動スイングOFFを選択した場合を除き、自動スイングが行われます。お客さまが、自動スイングの選択を変更することが可能な期間は、毎月初から同月最終営業日の4営業日前の午後5時までとし、翌月に権利確定日(第64条(1)に定める総株主通知等に係る株主確定日等をいいます。下記(3)において同じ。)が到来する銘柄から適用となります。なお、自動スイングの選択は銘柄毎に行うこととはできません。</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>第92条の7(自動スイング)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)お客さまが自動スイングOFFを選択または第92条の8に規定する定期定額売却を開始した場合を除き、自動スイングが行われます。お客さまが、自動スイングの選択を変更することが可能な期間は、毎月初から同月最終営業日の4営業日前の午後5時までとし、翌月に権利確定日(第64条(1)に定める総株主通知等に係る株主確定日等をいいます。下記(3)において同じ。)が到来する銘柄から適用となります。なお、自動スイングの選択は銘柄毎に行うこととはできません。</p> <p>(3) (省 略)</p>
<p>第92条の8(定期定額買付)</p> <p>(1)買付けに限り、お客さまが、あらかじめ指定した月・日に、あらかじめ指定した銘柄を、指定した金額で継続的に注文(以下「定期定額買付」といいます。)を日興イージートレードから指定することができます。</p>	<p>第92条の8(定期定額売買)</p> <p>(1)お客さまが、あらかじめ指定した月・日に、あらかじめ指定した銘柄を、指定した金額で継続的に買付け(以下「定期定額買付」といいます。)または売却(以下「定期定額売却」とい)、「定期定額買付」と「定期定額売却」を総称して「定期定額買賣」といいます。)を日興イージートレードから指定することができます。</p>

<p>(2)お客様は、定期定額買付を行う頻度を「毎月」、「奇数月」、「偶数月」より選択し買付月とし、定期定額買付を行う日として、「5日」、「10日」、「15日」、「20日」、「25日」より選択し買付日とします。ただし、定期定額買付の買付日が営業日以外の日に当たる場合には、それぞれ翌営業日を買付日とします。</p> <p>(3)お客様が、定期定額買付を始めるためには、以下の条件を満たす必要があります。</p> <p>①取引報告書および取引残高報告書の電子交付サービスを契約していること。</p> <p>②電子メールアドレスが登録済みであること。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(4)定期定額買付の設定は、買付けを始める買付日の前営業日午後3時までに行うこととします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(5)定期定額買付の解除は、解除したい買付日の前営業日午後3時までに行うこととします。</p>	<p>(2)お客様は、定期定額売買を行う頻度を「毎月」、「奇数月」、「偶数月」より選択し売買月とし、定期定額買付を行う日として、「5日」、「10日」、「15日」、「20日」、「25日」より選択し売買日とし、定期定額売却の売買日は、「10日」のみとします。ただし、定期定額売買の売買日が営業日以外の日に当たる場合には、それぞれ翌営業日を売買日とします。</p> <p>(3)お客様が、定期定額売買を始めるためには、以下の条件を満たす必要があります。</p> <p>①取引報告書および取引残高報告書の電子交付サービスを契約していること。</p> <p>②電子メールアドレスが登録済みであること。</p> <p>④同一銘柄について、定期定額買付と定期定額売却を設定することはできません。</p> <p>(5)定期定額買付の設定は、買付けを始める売買日の前営業日午後3時までに行うこととします。</p> <p>(6)定期定額売却の設定は、売却を始める売買月の前月最終営業日の4営業日前午後5時までに行うこととします。</p> <p>(7)定期定額売買の解除は、解除したい売買日の前営業日午後3時までに行うこととします。</p>
<p>第92条の9(定期定額買付の発注および買付けの方法)</p> <p>(1)定期定額買付に基づく発注は買付日の前営業日午後4時30分頃(ただし、権利付売買最終日の銘柄は午後8時頃)、自動的に行われます。</p> <p>(2)定期定額買付の発注に係る買付けは、当該発注がなされた直後の営業日に行われます。</p>	<p>第92条の9(定期定額売買の発注および売買の方法)</p> <p>(1)定期定額売買に基づく発注は売買日の前営業日午後4時30分頃(ただし、権利付売買最終日の銘柄は午後8時頃)、自動的に行われます。</p> <p>(2)定期定額売買の発注に係る売買は、当該発注がなされた直後の営業日に行われます。</p>
<p>第92条の10(定期定額買付の利用上の留意点)</p> <p>(1)定期定額買付を利用する際に注意するべき事項は、以下のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>①受付停止時間 全ての買付日の直前の営業日午後3時から午後8時頃の間は、受付を停止します。</p> <p>②設定の自動解除 3回連続で発注エラー(買付日の直前の営業日に発注を行えなかった状況をいいます。)となった場合、当該定期定額買付の設定は自動的に解除となります。</p> <p>(2)定期定額買付で使用する約定単価は、前場始値を基準とします。ただし、前場始値が存在しない場合に限り、後場始値を基準とします。</p>	<p>第92条の10(定期定額売買の利用上の留意点)</p> <p>(1)定期定額売買を利用する際に注意するべき事項は、以下のとおりとします。</p> <p>①自動スイング お客様が、定期定額売却を設定された場合、自動的に適用されないこととなります。</p> <p>②受付停止時間 (買付または売却に関わらず) 全ての売買日の直前の営業日午後3時から午後8時頃の間は、受付を停止します。</p> <p>③設定の自動解除 3回連続で発注エラー(売買日の直前の営業日に発注を行えなかった状況をいいます。)となった場合、当該定期定額売買の設定は自動的に解除となります。</p> <p>(2)定期定額売買で使用する約定単価は、前場始値を基準とします。ただし、前場始値が存在しない場合に限り、後場始値を基準とします。</p>
<p>附則</p> <p>第1条(定期定額売却の廃止に伴う経過措置)</p> <p>2025年1月24日を効力発生日とする第9章(金額・株数指定取引)において「定期定額売却」を削除する改定の適用に関して、効力発日の前営業日の時点で定期定額売却の設定があるお客様については、改定前の第92条の8(7)に従い効力発日の前営業日午後3時直前に定期定額売却の解除があったものとして取り扱います。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>
2025年1月24日改定	2024年11月5日改定

最新の「約款・規定集(個人のお客さま用)」に関する情報は、当社HP(<https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/>)においてご確認ください。スマートフォン用アクセスページはこちら→ 